

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リップス旭岡26街区

所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区

設置者 高野不動産株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

イ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

・ 未定 午前10時から午後8時

・ 株式会社シリウス 午前8時から午後12時

(変更後)

・ ウェルシア薬局株式会社 午前9時から午後12時

・ 未定 午前9時から午後9時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設B 2 午前8時から午後8時

荷さばき施設B 3 午前6時から午後8時

(変更後) 荷さばき施設B 2 午前9時から午後9時

荷さばき施設B 3 午前9時から午後9時

3 変更年月日

上記2の(1)の変更：平成29年11月9日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

上記2の(2)の変更：平成29年3月9日

4 変更の理由

建物2において小売業を行う者が変更し、これに伴い施設の配置と運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

5 届出年月日

平成29年3月8日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成29年3月24日から平成29年7月24日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp